

敦賀市中学校部活動の方針

平成31年4月

(「敦賀市運動部活動の方針(平成30年4月)」を改訂)

敦賀市教育委員会

はじめに

学校の部活動は、スポーツ・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒の自主的、自発的な活動により、各部の責任者（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導の下、学校教育の一環として行われるものです。

本市においても、敦賀市「知・徳・体」充実プランに掲げる「たくましく生きる力」を身に付けるため、部活動の充実を図って参りました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義が大きく、これまでに多くの成果をもたらしています。

しかしながら、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門性を有する顧問教員の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応、練習時間を含めた指導の在り方等、多くの改善すべき課題も示されています。

このような中、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が最適な形で実施されることを目指し、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」が示されました。敦賀市教育委員会では、国の動向やその提言を踏まえ、各中学校において運動部活動が適正に行われるとともに、運営や指導方法が充実・発展することを願い、同年4月に「敦賀市中学校運動部活動の方針」を作成しました。

また、同年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」、平成31年2月には「部活動の在り方に関する方針（福井県教育委員会）」が示されたことを受け、「敦賀市中学校部活動の方針」として文化部活動を含めたものに改訂しました。

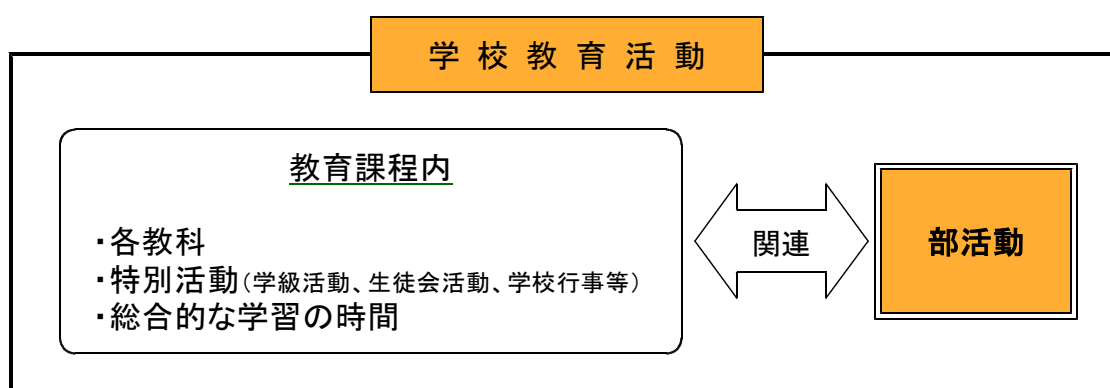
今後、この方針に基づき、家庭や地域の理解と協力を得て、各中学校や関係団体等と一体となって、部活動を推進していきたいと考えています。各中学校においては、校長のリーダーシップの下、指導の内容や方法について必要な工夫、改善、研究を継続的に進めることにより、部活動を通して生徒一人一人のバランスのとれた心身の成長がもたらされることを願っています。

1 部活動の学校教育における位置付け、意義

[中学校学習指導要領 第1章 総則より抜粋]

第5の1のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。



- 部活動は、学校教育の一環として取り組まれ、共通のスポーツ・文化・科学等に興味関心をもつ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、より高い技能や知識の習得を目標に継続して努力し、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- 部活動は、共通の目標を掲げた生徒集団が切磋琢磨する中で、学級や学年の枠を越えて仲間や指導者との絆を深めながら、学級とは異なる人間関係の形成につながる。また、活動を通して自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、社会的資質を培うために重要な活動である。
- 部活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフや文化・芸術との関わりを実現する資質・能力を育む基盤であり、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを強め、また、学校の伝統や特色づくり、愛校心の高揚に寄与するなど、学校経営の視点からも重要な活動である。

2 適切な運営のための体制整備

(1)部活動の方針、活動計画の策定等

- ①教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）」および「部活動の在り方に関する方針（平成31年2月 福井県教育委員会）」に則り、「**中学校部活動の方針**」を策定する。
- ②校長は、「中学校部活動の方針」に則り、毎年度、「**部活動学校全体計画**」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ③顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。
（あわせて、部活動だより等を通じて保護者に周知する。）

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるように、適正な数の部活動を設置する。
- ②校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。
- ③校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」、「福井県学校業務改善方針（平成31年2月 福井県教育委員会）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ④校長は、**部活動顧問会議**を開催し、全教職員で活動の方向性を確認して共通理解を深めるとともに、顧問間で意見・情報の交換を行い、指導の工夫・改善に努める。
- ⑤校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- ⑥校長及び教頭は、**定期的に部活動を巡回**して生徒の活動状況や顧問の指導方法等について確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ⑦教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、各学校に配置する。
- ⑧教育委員会は、定期的に各学校の部活動や大会の様子等を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

3 中学生期の発達段階に応じた望ましい指導の在り方

(1)適切な指導の実施

①体罰・不祥事等の防止

- ◇生徒を尊重し、生徒理解をベースとした運営・指導に当たる。
- ◇体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。
- ◇運営に係る経費の取り扱いについて、細心の注意を払う。

校長及び顧問は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

ア 生徒が主体的に活動を楽しむための指導

顧問は、生徒自らが意欲的に取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫を行う。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導を行い、評価や励ましの声を積極的にかけていく。また、厳しい指導の後には、生徒へのフォローアップについても留意するなど、指導者と生徒との信頼関係づくりに努める。

校長は、スクールカウンセラーを活用した相談体制を構築しておく。

イ 体罰の根絶とハラスメントの防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、指導者個人にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。また、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動（生徒の人格を否定するような発言や行為など）等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等か、それ以上に生徒の心身に大きな影響を与える場合がある。

校長は、キャプテン（部長）との面談等により生徒の声を聞く機会を設けるとともに、顧問会議において情報交換を行い、指導の改善に努める。

ウ 経費の取り扱い等

顧問は、運営等にかかる経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に保護者の理解等を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、決算等について報告する。また、保護者の経済的負担に配慮した上で、必要な遠征や用具に係る費用等について説明し同意を得るものとする。

②科学的・合理的な指導

◇顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、中学生の心身の発達段階に応じた「効果的な指導法」や「スポーツ医科学を取り入れた指導法」の研修会に積極的に参加するなどして、自らの指導力の向上に努める。

ア 中学生期のトレーニング

顧問は、中学生期は心身の発達途上にあることや、発達には個人差があることを理解した上で、練習方法等を計画する。特に成長期の女子に過剰なトレーニングを行うことで、月経異常等の深刻な影響を与えてしまう恐れがあることを理解しておく。

イ 専門的知識及びコーチング技術

顧問は、生徒の意見を尊重し、生徒が自発的に考え、行動するように導く手法（コーチング）を積極的に取り入れる。また、中央競技団体が作成する指導手引等を活用したり、競技の研修会に積極的に参加したりするなどして、競技の特性を理解した上での効果的な指導方法を身に付ける。

ウ 医科学に関する知識

顧問は、効率的にトレーニング効果を得るためにも「休養は練習の一部」という認識を持って練習計画を立てる。また、「ジャンパーズ膝」「野球肘」等のスポーツ障害について正しく理解し、予防に努める。

(2)適切な休養日等の設定

休養日及び活動時間等については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

①休養日の設定

◇1週間当たり2日以上の休養日を設ける。
(平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)に少なくとも1日以上を休養日とする。)

○週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上の休養日を確保する。

○放課後活動定休日には、活動を行わない。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

②活動時間の設定

◇1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度を原則とする。
◇学校の休業日(学期中の週末を含む)の活動時間は3時間程度を原則とする。

○顧問は、生徒の体力や競技の特性等を考慮し、過重負担とならないような活動時間を設定する。

○登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わない。

○校長は、交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮し、日没時刻を踏まえた下校時刻を設定する。

(3)大会等への参加

大会、練習試合、合宿やコンクール・コンテスト等（以下「大会等」）に参加することは、日頃の練習の成果を発揮する場として、また、生徒自身が自己の活動を振り返って新たな目標や練習の課題を持つ場として大変有効である。しかし、大会等に参加することが、生徒や顧問教員の過度の負担とならないよう配慮する。

◇大会等への参加は生徒の発達からみて無理のない範囲とし、あわせて月に4回程度までを目安とする。

※ただし、大会直前等の場合は、校長の裁量により参加を認めるものとする。

- 校長は、上記の大会等参加数を目安として、生徒の教育上の意義や、生徒・顧問の負担が過度とならないよう考慮し、参加する大会等を精査する。
- 顧問は、すべての大会等への参加について、事前に計画書を校長に提出し承認を得る。また、参加について保護者の了解を得る。
- 校長は、宿泊を伴う大会等への参加について、顧問を通じて保護者の了解を得るとともに、教育委員会に報告し、承認を得る。
- 教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者に要請する。

<主な大会等>

- ①中学校体育連盟主催
 - 夏季総合競技大会
(二州地区→県→北信越→全国)
 - 秋季新人競技大会
(二州地区→県)
- ②吹奏楽連盟主催
 - アンサンブルコンテスト
(嶺南→県→北陸→全国)
 - 吹奏楽コンクール
(県→北陸・中部→全国)
 - 嶺南吹奏楽フェスティバル(嶺南地区)
 - 敦賀市4中合同発表会(市)
- ③各団体が主催する各種大会等
 - ア 学校の部活動のチーム・個人として参加する場合は、趣旨を理解し、校長の責任及び保護者の了解において対応する。
 - イ 競技団体等で選抜されたチームの一員・個人として参加する場合は、趣旨を理解し、保護者の責任及び校長の了解において対応する。

(4)安全な活動への配慮

校長は、生徒の健康状態や安全を第一とし、活動中及び、活動のための登下校や会場への移動、用具の準備等の段階から事故の未然防止の対策を講じるとともに、事故発生時を想定した緊急連絡体制を確立して、全教員の共通理解を図っておく。

①安全指導の充実

- 顧問は、生徒自身が教科等の学習で培った健康や安全に関する知識・技能を活用し、積極的に自己や友達の健康、安全に留意することができるよう指導する。
- 顧問は、施設・用具等の正しい使い方を指導し、活動前の安全確認を習慣化させる。

②健康・安全管理の徹底

- 顧問は、養護教諭、担任らと連携し、個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限等の配慮すべき事項を把握しておく。
- 顧問は、生徒が自己の限界や心身の不調をうまく伝えることができなかつたり、隠したりする場合があることを前提として、常に生徒の体調を観察する。
- 校長は、複数の顧問を配置するとともに、部活動指導員や他の顧問等と連携・協力して、多くの目で生徒の活動を見守り、支える体制を構築する。
- 校長は、万が一、事故が発生した場合にも学校が組織的に対応できるよう、役割分担や連絡体制を定めておく。

③施設・設備・用具、活動場所等の安全管理

- 顧問は、施設・設備・用具等については、常に整理整頓して安全に配置するとともに、定期的に安全点検・補修を行う。
 - ・ハンドボールのゴール等の転倒事故防止のため十分に配慮する。
 - ・投擲競技の練習場所について、他の部員にもはっきりと分かるよう工夫する。

④環境条件に応じた配慮

- 顧問は、熱中症事故防止のため、熱中症指標（WBGT）測定器を活用するとともに、十分な給水や休息時間の確保する。
- 校長は、大雨や暴風、雷など急激な天候の変化や、PM2.5等の情報を収集し、危険が予測される場合には活動を中止するなど、必要な措置をとる。
- 教育委員会は、警報等の気象情報について、速やかに各学校に注意喚起する。